

## 平成28年度 社会福祉法人・施設等指導監査等の実施結果の概要

### 1 社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査の実施状況

#### (1) 実施時期

平成28年6月から平成29年3月まで実施

#### (2) 一般指導監査

実地監査及び書面監査

| 区 分            |                          | 実地監査 | 書面監査 | 合 計 | 文書指摘法人<br>・施設・事業<br>所数 | 文書指摘<br>率 (%) | H27<br>(%) |
|----------------|--------------------------|------|------|-----|------------------------|---------------|------------|
| 法人<br>本部       | 一般法人                     | 20   | 0    | 20  | 14                     | 70.0          | 93.8       |
|                | 保育所のみ法人                  | 3    | 0    | 3   | 3                      | 100           | 100        |
|                | 社会福祉協議会・共同募金会<br>・いのちの電話 | 1    | 0    | 1   | 1                      | 100           | 84.6       |
|                | 法人本部 合 計                 | 24   | 0    | 24  | 18                     | 75.0          | 91.1       |
| 社会<br>福祉<br>施設 | 保護施設                     | 1    | 0    | 1   | 1                      | 100           | 100        |
|                | 養護老人ホーム                  | 7    | 0    | 7   | 6                      | 85.7          | 71.4       |
|                | 障害児施設                    | 7    | 0    | 7   | 3                      | 42.9          | 42.9       |
|                | 障害者支援施設                  | 20   | 0    | 20  | 7                      | 35.0          | 77.8       |
|                | 保育所・幼保連携型認定こども園          | 92   | 124  | 216 | 76                     | 35.2          | 43.3       |
|                | 児童養護施設等                  | 9    | 1    | 10  | 5                      | 50.0          | 50.0       |
|                | 社会福祉施設 合 計               | 136  | 125  | 261 | 98                     | 37.5          | 46.0       |
| 合 計            |                          | 160  | 125  | 285 | 116                    | 40.7          | 51.4       |

#### (3) 特別監査 実施なし

#### (4) 指導監査の実施体制

「島根県社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱」に定めるところにより地域福祉課と青少年家庭課、子ども・子育て支援課及び障がい福祉課が共同で実施。養護老人ホームについては高齢者福祉課が単独実施。

#### (5) 指導監査における留意事項（実施方針）

平成28年度の指導監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ①関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守と内部牽制の確立による適正な法人運営及び施設経営の確保
- ②入所者、利用者の人権と安全（防災対策等）及び適切な処遇の確保
- ③職員の意欲の向上につながる就業環境の確保
- ④法人運営費及び施設運営費の適正な執行管理

#### (6) 指導監査結果の概要

##### ①一般監査

- ・監査を実施した法人については、法人運営及び施設経営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。
- ・各法人及び施設個々の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、確認のための監査の実施や挙証資料による改善状況の確認を行った。

##### ②その他

市が行う法人本部指導監査と県が行う施設等の指導監査の実施にあたっては、市の希望により同日又は別日を設定するなどして実施した。

#### (7) 平成28年度の主な指摘事項

①法人本部

○組織運営関係

- ・定款の不備又は実態との乖離
- ・変更登記の遅延
- ・役員の補充の遅延
- ・代表権を有する者の未登記又は遅延
- ・履歴書の徴取時期、記載事項が不適切
- ・理事長の職務代理が未指名
- ・役員報酬の不適切な支給
- ・理事会の開催が低調又は形骸化
- ・理事会の要議決事項に係る審議が未実施
- ・理事会で特定の理事が欠席又は書面評決の継続
- ・理事長専決事項の理事会未報告
- ・評議員会の開催が低調又は形骸化
- ・評議員会の要議決事項に係る審議が未実施
- ・評議員会で特定の評議員が欠席
- ・役員の選任手続が不適切
- ・監査報告書の作成及び保存が不適切

○事業関係

- ・主たる指摘事項なし

○管理関係

- ・内部監査が不適切
- ・預金通帳、印鑑の保管が不適切
- ・役員報酬、費用弁償規程の不備、未整備
- ・基本財産の管理が不十分
- ・借地契約未締結
- ・面積が定款と登記簿とが不一致
- ・当初予算決定時期が不適切

○その他

- ・役員研修計画がなく、研修が低調
- ・労働条件の不備
- ・防災対策の取組が不十分
- ・苦情解決の仕組みの未整備又は不十分

②保護施設

主たる指摘事項なし

③養護老人ホーム

○身体的拘束の廃止について

- ・身体的拘束を実施するに至った経緯に関する記録がない。

○事故防止対策について

- ・事故発生防止のための研修が実施されていない。

○衛生管理について

- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修が実施されていない。

④障害児施設

- ・身体拘束を行った場合の手続きが不十分

⑤障害者支援施設

○運営管理関係

- ・サービス提供の記録及び確認が不十分
- ・年2回の健康診断の実施が不十分
- ・運営規程の記載内容の変更等がなされていない
- ・苦情解決の取り組みが不十分

○給付費の算定及び取扱い関係

- ・介護給付費の算定及び取扱いが不相当

⑥保育所・幼保連携型認定こども園

○利用者処遇関係

- ・検便の実施が不十分
- ・児童の健康診断(年2回)が未実施
- ・早朝、夕方の保育士等の複数配置なし
- ・検食の実施が不適切
- ・給食打ち合わせ会議の記録が未作成

○運営管理関係

- ・サービス提供の自己評価の取り組みが不十分
  - ・経理事務処理が不適切
  - ・消火訓練の実施が不十分
  - ・運営規程の記載内容が不十分
  - ・就業規則の記載内容が不十分
- ⑦児童養護施設等(口頭指摘含む)
- 入所者処遇関係
    - ・事故や問題行動発生時に組織的対応を取るための体制やフロー等の整備が不十分
    - ・自立支援計画の不備
    - ・入所児童に関する記録簿やマニュアルの整備が不十分
  - 運営管理関係
    - ・月1回の防災訓練が不十分
    - ・年1回の職員健康診断が未実施
    - ・預り金(児童手当)の手続が不適切

## 2 介護保険事業者に対する指導及び監査の実施状況

### (1) 実施時期

平成28年6月から平成29年3月まで

### (2) 指導

#### ①実地指導

| 区 分        |             | 実地指導・施設<br>事業所数 | 文書指摘施設・<br>事業所数 | 文書指摘率% | H27<br>% |
|------------|-------------|-----------------|-----------------|--------|----------|
| 施設         | 介護老人福祉施設    | 19              | 15              | 78.9   | 83.3     |
|            | 介護老人保健施設    | 14              | 12              | 85.7   | 85.7     |
|            | 介護療養型医療施設   | 1               | 1               | 100.0  | 100.0    |
|            | 施設合計        | 34              | 28              | 82.4   | 86.7     |
| 居宅<br>サービス | 特定施設入居者生活介護 | 14              | 12              | 85.7   | 83.3     |
|            | 短期入所生活介護    | 20              | 8               | 40.0   | 81.3     |
|            | 短期入所療養介護    | 14              | 1               | 7.1    | 91.7     |
|            | 通所介護        | 23              | 19              | 82.7   | 91.1     |
|            | 居宅介護支援      | 36              | 29              | 80.6   | 82.2     |
|            | 訪問介護        | 33              | 32              | 97.0   | 96.4     |
|            | 訪問看護        | 13              | 10              | 77.0   | 62.5     |
|            | 訪問入浴介護      | 1               | 0               | 0      | 100.0    |
|            | 訪問リハビリテーション | 2               | 2               | 100.0  | 66.7     |
|            | 通所リハビリテーション | 4               | 4               | 100.0  | 50.0     |
|            | 福祉用具貸与      | 14              | 13              | 92.9   | 100.0    |
|            | 福祉用具販売      | 14              | 13              | 92.9   | 100.0    |
|            | 居宅サービス合計    | 188             | 143             | 76.0   | 86.6     |
|            | 合計          | 222             | 171             | 77.0   | 86.6     |

#### ②集団指導

居宅サービスと施設サービスでそれぞれ実施。

居宅サービス：755事業所対象

施設サービス：277事業所対象

### (3) 監査

- ・1事業所((株)松江テクノサービス：不正請求の疑い)に対して実施

### (4) 指導及び監査の実施体制

「島根県介護保険施設等指導・監査実施要綱」に定めるところにより、次のとおり実施。

#### ①実地指導

地域福祉課と高齢者福祉課が共同で実施。ただし、出雲地域、隠岐地域については高齢者福祉課が、石見地域については地域福祉課石見スタッフが実施。

#### ②集団指導

高齢者福祉課が実施。

#### ③監査

高齢者福祉課が実施。

### (5) 指導・監査における留意事項(実施方針)

平成28年度の指導・監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ①介護保険施設及び事業者の育成支援を基本とした介護給付・予防給付等対象福祉サービスの質の確保と向上
- ②保険給付の適正化
- ③利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭においた利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

(6) 指導・監査結果の概要

①監査

- ・(株)松江テクノサービスが運営する「訪問介護事業所出雲すずかけの樹」を指定の取消し、「居宅介護支援事業所出雲すずかけの樹」を指定の一部の効力の停止（3か月間の新規利用者の受け入れ停止）の処分を行った。

②実地指導

○居宅系サービス、介護保険施設共通

- ・平成19年度より実施している、事業者の育成・支援を目的とした実地指導の徹底を図った。
- ・各事業所において改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料による改善状況の確認を行った。
- ・また、期限までに改善できない事項については改善計画の提出を求め、事後指導により改善を徹底させ、改善後に挙証資料による改善状況の確認を行った。
- ・さらに苦情解決の取り組みなど、サービス提供者に求められる責務についても引き続き指導を行った。

○介護保険施設

- ・高齢者虐待の防止、身体拘束の禁止、介護報酬の適正な請求等について、実地指導を実施した。
- ・利用者の人権擁護（虐待の防止及び身体拘束の廃止）については、施設全体として取り組み、職員の意識向上を図るよう引き続き指導を行った。

③集団指導

介護保険制度の理解、不正請求の防止を目的に集団指導を実施した。

(7) 平成28年度の主な指摘事項

①介護保険施設

○事故防止対策について

- ・事故発生時の対応について、マニュアル等による定めがない。
- ・事故発生防止のための職員に対する研修が実施されていない。
- ・市町村に報告が必要な事故について報告がされていない。

○衛生管理について

- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための体制整備がされていない。
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための職員に対する研修が実施されていない。

○身体拘束について

- ・委員会等が設置されていない。
- ・実施する場合の手続きを定めたマニュアルや実施時の検討記録が整備されていない。
- ・施設で定めた「緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合」を判断する体制・手続きに拠らず、身体的拘束を行っていた。

○預り金について

- ・事業所で定めた管理規程に即した手続きが行われていない。

○介護給付費の算定について

- ・加算の算定要件となっている計画や根拠資料となる記録が作成されていない。

②居宅系サービス

○従業者の員数

- ・所定の員数が配置されていない日がある。

○勤務体制の確保

- ・他事業所と兼務している職員の勤務時間が明確にされていない。

○居宅サービス計画の策定状況

- ・十分なアセスメント、定期的なモニタリングが実施されていない。

○サービス提供の記録

- ・提供したサービス内容等の記録が不十分である。

○居宅サービス等の質の評価

- ・自ら提供する居宅サービス等についての質の評価が行われていない。

○秘密の保持

- ・利用者家族の個人情報について、サービス担当者会議等における利用の同意が得られていない。

○介護給付費の算定

- ・人員配置等の加算の要件を欠いているにも関わらず、算定されている。

○非常災害計画の策定

- ・通所系サービスについて、風水害・地震等に関する計画が作成されていない。

### 3 障害福祉サービス事業者に対する指導及び監査の実施状況

(1) 実施時期

平成28年6月から平成28年12月まで

(2) 指導

① 実地指導

| 区 分                          |                             | 実地指導施設<br>・事業所数 | 文書指摘施設<br>・事業所数 | 文書指摘率<br>% | H27<br>% |
|------------------------------|-----------------------------|-----------------|-----------------|------------|----------|
| 施設                           | 障害児施設                       | 7               | 3               | 42.9       | 42.9     |
|                              | 障害者支援施設                     | 20              | 7               | 35.0       | 77.8     |
| 障害<br>福祉<br>サ<br>ー<br>ビ<br>ス | 短期入所事業                      | 25              | 9               | 36.0       | 62.5     |
|                              | 共同生活援助                      | 15              | 8               | 53.3       | 75.0     |
|                              | 生活介護、自立訓練、就労移行支援、<br>就労継続支援 | 45              | 34              | 75.5       | 66.7     |
|                              | 居宅介護、重度訪問介護、行動援護            | 21              | 18              | 85.7       | 90.0     |
|                              | 療養介護                        | 0               | 0               | 0          | 0        |
|                              | 障害児通所支援事業                   | 29              | 18              | 62.0       | 55.0     |
|                              | 障害福祉サービス合計                  | 135             | 87              | 64.4       | 69.9     |
| 相談支援事業                       |                             | 1               | 1               | 100        | 0        |
| 合 計                          |                             | 163             | 98              | 60.1       | 69.0     |

② 集団指導

障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所、障害児施設及び障害児通所支援事業所535か所を対象に実施。

(3) 監査

実施なし

(4) 指導及び監査の実施体制

「島根県障害福祉サービス事業者等指導・監査実施要綱」に定めるところにより、次のとおり実施。

① 実地指導

地域福祉課と障がい福祉課が共同で実施。

② 集団指導

障がい福祉課が実施。

③ 監査

実施なし

(5) 指導・監査における留意事項（実施方針）

平成28年度の指導・監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

① 障害福祉サービス等の質の確保と向上

② 自立支援給付の適正化

③ 利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

④ 市町村事業との整合性の確保

(6) 指導・監査結果の概要

① 監査

実施なし

② 実地指導

- ・事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかったが、指摘事項の多い項目は前年度とほぼ同じ傾向であった。
- ・施設個々の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、挙証資料による改善状況の確認を行った。
- ・また、期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導により、改善を徹底させ、改善後に挙証資料の提出を求め、改善状況の確認を行った。
- ・平成17年度から取り組んだ利用者の人権擁護（虐待の防止及び身体拘束の廃止）については、事業所全体として取り組み、職員の意識向上を図るよう引き続き指導を行った。
- ・さらに、苦情解決の取り組みなど、サービス提供者に求められる責務についても引き続き指導を行った。

③集団指導

- ・障害福祉サービス事業等の理解、不正請求の防止を目的に集団指導を実施した。

(7) 平成28年度の主な指摘事項

○運営基準関係

- ・重要事項説明書の説明が不十分
- ・非常災害対策が不十分
- ・事故発生時の対応が不十分
- ・運営規程等の重要事項の施設内への掲示が不適當
- ・個別支援計画の作成が不十分
- ・運営規程等の内容が不十分
- ・苦情解決の取組が不十分

○介護給付費、訓練等給付費関係

- ・給付費の算定が不適當

## 平成28年度 出雲市社会福祉法人指導監査結果の概要

1 実施期間 平成28年7月から平成28年11月まで

2 一般指導監査（特別監査は該当なし）

（単位：件）

|                  | 指摘等の区分※ |      |      |      | 指摘内容の分類 |     |     |     |     |     |
|------------------|---------|------|------|------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
|                  | 文書指摘    | 講評指摘 | 口頭指摘 | 計    | 組織      | 事業  | 管理  |     |     |     |
|                  |         |      |      |      |         |     | 人事  | 資産  | 会計  | その他 |
| 29法人合計           | 68      | 174  | 72   | 314  | 91      | 2   | 39  | 11  | 133 | 38  |
| 1法人あたり<br>平均指摘件数 | 2.3     | 6.0  | 2.5  | 10.8 | 3.1     | 0.1 | 1.3 | 0.4 | 4.6 | 1.3 |

- ※
- 文書指摘：法令等に抵触するなど、速やかな改善措置を要し、改善報告を求めたもの。
  - 講評指摘：法令等では努力義務とされており、文書指摘には該当しない軽微なものであるため、文書による改善報告は求めないもの。
  - 口頭指摘：上記以外で質の向上を目指すもの。口頭指導のみ。

3 指導監査の実施体制 福祉推進課指導監査室において実施

4 指導監査における留意事項（平成28年度社会福祉法人指導監査実施計画による）

◎実施方針

社会福祉法等関係法令及び厚生労働省通知等を踏まえ、社会福祉法人の適正な運営の確保を図るため、特に次の事項に留意して実施。

- ①関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守と内部牽制の確立による適正な法人運営及び施設運営の確保
- ②入所者、利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保
- ③職員の意欲の向上につながる就業環境の確保
- ④法人運営費及び施設運営費の適正な執行管理

◎重点指導項目

|                           |
|---------------------------|
| ①組織運営関係                   |
| ア 定款の整備                   |
| イ 適正な理事会・評議員会運営の確保        |
| ウ 監事監査機能の強化               |
| エ 経営状況の透明性の向上             |
| オ 各施設間の連携強化               |
| ②管理関係                     |
| ア 経理規程、就業規則等諸規程の整備        |
| ・各種規程に則った正確な事務処理及び書類の整備   |
| ・会計処理及び契約事務の適正化           |
| イ 内部牽制体制の確立               |
| ・内部監査の強化                  |
| ・預金通帳及び印鑑の適切な保管           |
| ③施設運営関係                   |
| ア 利用者の人権尊重に対する法人としての取り組み  |
| イ 防災計画の策定及び非常時の連絡・避難体制の確立 |

## 5 指導監査結果の概要

法人運営に重大な影響を及ぼすような不正事案は認められなかったが、多くの法人において複数の問題点が見受けられ、適宜指導を行った。〔指摘内容は次頁参照〕

指摘基準に基づき改善を要する事項（文書指摘）については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行い、期限までに改善できない事項は改善計画（方針等）を提出させ、内容の確認を行った。

必要に応じて、追加での挙証資料の提出、実地での事後指導等を行い改善の徹底を図ることとしている。



平成28年度 出雲市社会福祉法人指導監査 指摘内容まとめ

| 分類             | 主な指摘内容  | 指摘区分毎の件数  |            |           | 計          | 備考                    |
|----------------|---|-----------|------------|-----------|------------|-----------------------|
|                |   | 文書        | 講評         | 口頭        |            |                       |
| <b>I 組織運営</b>  |   |           |            |           | <b>91</b>  | <b>29%</b>            |
| 1              | 定款変更・届の遅滞   | 1         | 1          |           | 2          | 施設整備に伴う手続の遅滞          |
| 2              | 履歴書賞罰欄の未記入・未確認、委嘱書交付の不備                                     | 2         | 20         | 1         | 23         |                       |
|                | 代表権を有する者(理事長)の登記遅延  | 2         |            |           | 2          |                       |
|                | 職務代理の未指名あるいは遅滞  | 1         | 1          |           | 2          |                       |
|                | 費用弁償(旅費)の不適切な支給   | 2         | 1          | 1         | 4          |                       |
|                | 人権・同和問題研修が不十分あるいは未実施  | 1         | 6          |           | 7          |                       |
|                | 理事長の互選が不適切  | 1         |            |           | 1          |                       |
| 3              | 理事会開催伺いが無い  |           | 3          |           | 3          |                       |
|                | 理事会要議決事項未審議   | 1         | 1          | 1         | 3          |                       |
|                | 欠席の続く理事がある  |           | 1          |           | 1          |                       |
|                | 議事録の記録や編綴、保存が不適切  | 2         | 4          | 5         | 11         |                       |
|                | 日常簡易な業務の理事長専決事項の不備・伺いが無い                                    | 3         | 4          | 1         | 8          |                       |
|                | 議決に必要な理事数を充たしていない 書面出席の不適切な扱い                               | 5         | 4          | 1         | 10         |                       |
| 4              | 評議員会の審議事項でないものを議案としている                                      |           |            | 1         | 1          |                       |
| 5              | 資料の事前配布がない 実施時期が適当でない                                       |           | 2          | 1         | 3          |                       |
|                | チェックリストや監査事項の改善   |           | 2          |           | 2          |                       |
|                | 監事監査報告について理事長決裁(確認)がない                                      |           | 6          | 2         | 8          |                       |
| <b>II 事業</b>   |   |           |            |           | <b>2</b>   | <b>1%</b>             |
| 1              | 実態と乖離した予算編成 不適切な予算執行  | 2         |            |           | 2          |                       |
| <b>III 管理</b>  |   |           |            |           | <b>221</b> | <b>70%</b>            |
| <b>人事管理の状況</b> |   |           |            |           | <b>39</b>  | <b>12%</b>            |
| 1              | 給与規程、就業規則、育児介護休業規程などの不備あるいは不適切な運用                           | 5         | 14         | 17        | 36         | ほかに、採用時健康診断未実施。       |
|                | 事務分掌の不備   | 1         | 1          | 1         | 3          |                       |
| <b>資産管理の状況</b> |   |           |            |           | <b>11</b>  | <b>4%</b>             |
| 2              | 基本財産管理不備  | 2         |            | 1         | 3          |                       |
|                | 運用財産等の管理不備  | 2         |            | 1         | 3          |                       |
|                | 総資産額変更登記遅滞  |           | 1          |           | 1          |                       |
|                | 積立金の管理  |           | 2          | 2         | 4          | 専用口座での管理されてない         |
| <b>会計管理の状況</b> |   |           |            |           | <b>133</b> | <b>42%</b>            |
| 3              | 経理規程や細則の不備  | 4         | 17         | 2         | 23         | 共通按分や積立金、引当金に関する細則未整備 |
|                | 内部牽制体制  |           | 1          |           | 1          |                       |
|                | 小口現金管理の不備   | 2         | 7          | 5         | 14         | 残高確認の未実施、記録           |
|                | 償還金   | 1         |            |           | 1          |                       |
|                | 決算  | 2         | 6          | 3         | 11         | 内部相殺処理                |
|                | 諸帳簿不備   | 4         | 3          |           | 7          | 総勘定元帳や補助簿の作成、保存       |
|                | 寄附  |           | 2          | 2         | 4          |                       |
|                | 予算管理  | 1         | 2          |           | 3          |                       |
|                | 内部監査不備  | 3         | 9          | 1         | 13         | 実施時期、理事長への報告、複数配置     |
|                | 契約事務等の不備(請書の基準、自動更新条項契約の毎年度の決裁、納品や竣工検査確認、随意契約の理由、入札執行の不備など) | 9         | 25         | 1         | 35         |                       |
|                | 運営費(保育所委託費)の不適切支出   | 2         | 1          |           | 3          |                       |
|                | 会計管理者等の辞令交付の不備  | 1         | 4          | 2         | 7          |                       |
|                | 現金や通帳、印鑑等の管理が不適切  | 3         | 5          | 3         | 11         | 代表者以外の名義の口座           |
| <b>その他</b>     |   |           |            |           | <b>38</b>  | <b>12%</b>            |
| 4              | 苦情処理  |           |            | 2         | 2          | 第三者委員への情報提供           |
|                | 消防計画等不備や所定の避難訓練、消火訓練未実施                                     | 3         | 2          | 7         | 12         |                       |
|                | 法人組織体制が脆弱、不十分   |           | 2          |           | 2          | 法人本部事務分掌未整備           |
|                | 権利擁護体制が不十分  |           | 10         | 2         | 12         | 虐待防止マニュアル未整備          |
|                | 事務処理規程等諸規程の未整備や不備   |           | 4          | 6         | 10         | マイナンバー規程未整備           |
| <b>計</b>       |   | <b>68</b> | <b>174</b> | <b>72</b> | <b>314</b> |                       |